

平成 21 年 7 月 16 日 報道発表

## 市議会臨時会の議決結果および銚子市立病院再生準備機構について

7 月 16 日（木）に開催された市議会臨時会の議決結果と、議案第 1 号に関連する「銚子市立病院再生準備機構」の概念図等について、以下のとおり公表します。

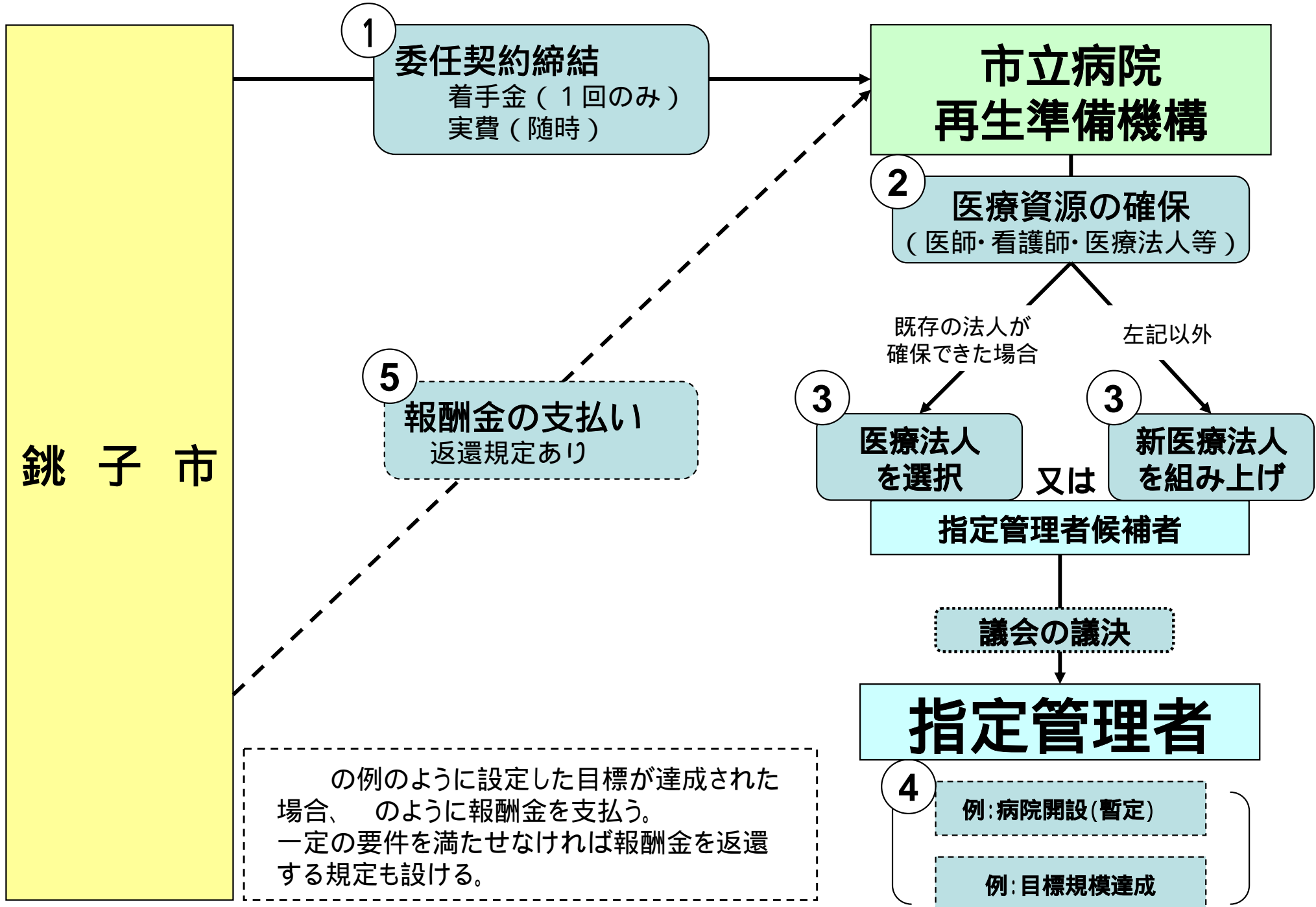
## 平成 2 1 年 7 月 臨時会 議決結果

### 議案 3 件

- 議案第 1 号 平成 2 1 年度 銚子市 一般会計 補正 予算 ( 第 3 号 )
- 議案第 2 号 銚子市 固定資産 評価員 の 選任 に つき 同意 を 求める こと に ついて
- 議案第 3 号 銚子市 立 高等学校 教育 職員 の 給与 等 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する  
条例 制定 に ついて

平成 2 1 年 7 月 1 6 日 原案 可決

# 銚子市立病院再生準備機構 概念図



銚子市立病院再生準備機構委員名簿

ふりがな 氏名	ひがしたに たかお 東谷 隆夫		おおさわ かずのり 大澤 一記		きた りょうすけ 木多 良輔		こばやし としのり 小林 俊規		はらだ おさむ 原田 修		たなか はじめ 田中 肇	
住所	横浜市旭区		東京都江東区		大阪府富田林市		長野県長野市		滋賀県大津市		東京都中央区	
生年月日	昭和16年1月2日		昭和42年9月6日		昭和10年6月30日		昭和19年11月19日		昭和23年2月16日		昭和21年10月13日	
年齢	67歳		41歳		74歳		64歳		61歳		62歳	
現職	弁護士 (真和総合法律事務所)		弁護士(日本橋人形町法律事務所) 医師(日本外科学会認定医、東京大 学医学部小児外科医局員)		大阪回生病院顧問						日本コンテンツネットワーク(株) CEO	
経歴	S47.4	弁護士登録	H7.11	司法試験合格	S34.4	千代田生命保険相互会社 入社	S38.4	長野県入庁	S46.1	京都大学医学部附属病院	S45.4	(株)タカゴルフ、田中不動産 (株)専務取締役
	H16.4	第一東京弁護士会会長	H8.4	医師免許取得	S58.4	教育部長兼教育所長	H10	地方課長	S55.5	滋賀医科大学	S53.11	(株)タカゴルフ取締役社長
	H16.4	日本弁護士連合会副会長	H20.9	弁護士登録	H1.7	取締役不動産部長	H14	健康作り事業団専務理事	H8.7	浜松医科大学業務部医事 課長	S62.1	(株)タカゴルフをタカインターナ ショナル(株)に社名変更
	H17.4	日本弁護士政治連盟副理 事長			H7.4	常務取締役業務本部長	H15	企業局長	H11.4	千葉大学医学部付属病院 医事課長	H14.7	世界リゾート協会経済促 進委員会委員長
	H18.12	公安審査委員会委員長代 理			H9.4	代表取締役専務	H16	長野赤十字病院事務部長	H13.4	九州大学医学部付属病院 管理課長	H15.1	現職
	H19.7	東京都弁護士国民健康保 険組合理事長			H11.7	千代田生命健康開発事業 団理事長	H17.3	長野県退職 (引続き日赤事務部長)	H15.4	東京大学医学部付属病院 総務課長		
	H21.4	東京都国民健康保険審査 委員会委員			H12.4	横浜総合病院理事兼横浜 桐蔭学園常任顧問	H20	長野赤十字病院経営企画 室長	H17.7	浜松医科大学病院部長		
					H16.4	横浜総合病院顧問	H21.3	退職	H20.3	退職		
					H17.4	銚子市民生部参事						
					H20.4	現職						

## 請負・委任・雇用・委託契約の特徴について

契約種類	共通点	契約の目的	成果	対価	責任	労務提供の程度	具体例
請負	他人の労務を利用	特定の仕事をすること	仕事の完成	有償	瑕疵担保責任あり	独立的	建物建設工事請負契約
委任		法律行為等を行うこと	不要	無償 特約により有償とできる	善管注意義務あり		弁護委任契約
雇用		労務に服すること		有償		従属的	
委託		特定の業務を行うこと	業務の完了	民法に委託契約という規定はなく、業務の内容により委託契約の法的性質が決まる。			警備委託業務契約等

## 請負(民法 第632条)

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

## 委任(民法 第643条)

委任は、当事者の一方が法律行為を行うことを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

## 雇用(民法 第623条)

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。